

## 宮城県自伐型林業育成支援モデル事業補助金交付要綱

### （目的）

第1 県は、自伐型林業への参入及び参入後の自立的な林業経営へ向けた支援に要する経費について、自伐型林業者及び関係団体等の複数の主体により構成された団体等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付対象事業等）

第2 本補助金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、経費、事業実施主体及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

### （交付の申請）

第3 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号の1）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 県税納税証明書（全ての県税について未納がないことを証明しているもの。また、申請日から3ヶ月以内に県税事務所が発行したもの。ただし、事業実施主体が納税義務者でない場合は代表者のもの。）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（別紙）
- (5) 団体等の規約
- (6) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 県税に未納がある者
- (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団

## 員等

### (交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、別表に掲げる重要な変更以外の変更にあつては、この限りでない。
- (2) 事業を中止、又は廃止する場合においては、様式第4号により知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) (1)によるもののほか、様式第3号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。

### (事業完了報告)

第5 補助金の交付を受けた者は、交付金事業完了後、当該事業完了年度内に第6の規定による事業実績報告書を提出できないときは、速やかに様式第5号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

### (実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、様式第6号によるものとし、添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第1号の1)
- (2) 収支精算書(様式第7号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 第3第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

### (補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、様式第8号によるものとする。

### (消費税額及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第6第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第3第2項の規定により減額した場合にあつ

ては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第9 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、当該事業により取得した機械とする。

(処分の制限を受ける期間)

第10 規則第21条のただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省第15号。以下「大蔵省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が定める期間)とする。

(帳簿及び書類の備付け)

第11 事業実施主体は、第10の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第12 この要綱により知事に提出する書類の部数及び提出先は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年度からの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年度からの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

別表

(1) 自伐型林業への参入に係る支援

事業メニュー	事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	採択基準	重要な変更	提出先及び部数
参入用機械準備支援	自伐型林業への参入に必要なとなる機械の購入に要する経費の一部を助成する。	貸与用機械（動力付き機械）の整備に要する経費	自伐型林業者及び関係団体等の複数の主体により構成された団体（規約等の定めがあるものに限る）、自伐型林業者の支援・連携を目的とする特定非営利活動法人又は市町村（以下「協議会等」という。）	1/2以内	1 機械の整備への助成は、33万円を限度とする。 2 個人持機械の購入は対象外とする。 3 協議会等の構成員又はこれに準ずる者（以下「構成員等」という。）に貸与する場合に限る。	1 経費の配分の変更 事業費の30%を超える増減 2 事業メニューの新設 3 購入する機械の台数の増又は種類の変更	地方振興事務所 1部
安全講習会等の開催	1 小型バックホウの特別教育等に要する経費の一部を助成する。	特別講習の受講等に要する経費	自伐型林業者及び関係団体等の複数の主体により構成された団体（規約等の定めがあるものに限る）、自伐型林業者の支援・連携を目的とする特定非営利活動法人又は市町村（以下「協議会等」という。）	1/2以内	1 協議会等の構成員等を対象とする。 2 本事業メニュー単独での実施は不可。	1 経費の配分の変更 事業費の30%を超える増減 2 事業メニューの新設	
	2 自伐型林業への新規参入者（参入希望者）向けに、間伐や伐木造材に係る講習会等の開催経費の一部を助成する。	講習会等の開催に要する経費 1 技術者給 技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。 2 賃金 アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。 3 謝金 講習等に出席する指導者等の謝金とする。 4 旅費 技術者、アルバイト、技能者及び講習等に出席する指導者等の旅費とする。 5 需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、		1/2以内	協議会等の構成員等を対象とする。		

		<p>資料購入費、修繕料等とする。</p> <p>6  役務費 通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料等とする。</p> <p>7  委託料 資料作成、広告出稿料等の委託料とする。</p> <p>8  使用料及び賃借料 会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。</p> <p>9  原材料費 情報提供、講習等に必要の原材料費とする。</p>				
活動フィールドの提供・確保	自伐型林業者が森林整備を行うための森林情報の収集、合意形成、森林所有者の特定、森林境界の明確化等に要する経費の一部を助成する。	書類の収集、対象森林の調査及び測量、合意形成活動に要する経費。		<p>定額（1ha当たり8千円以内）</p> <p>ただし、対象行為に要した経費が交付額を下回っている場合は、対象行為に要した経費とする。</p>	<p>1  対象とする森林は、原則として、協議会等及び当該構成員等による活動に資するものに限る。</p> <p>2  本事業メニュー単独での実施は不可。</p>	

(2) 自立的・安定的な林業経営の実現までの連携支援

事業メニュー	事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	採択基準	重要な変更	提出先及び部数
作業道開設講習会等の開催	森林作業道の開設に係る技能習得等を目的とした講習会の開催に係る経費の一部を助成する。	講習実施に要する経費 1 技術者給 (1)の安全講習会等の開催に準じる。 2 賃金 (1)の安全講習会等の開催に準じる。 3 謝金 (1)の安全講習会等の開催に準じる。 4 旅費 (1)の安全講習会等の開催に準じる。 5 需用費 (1)の安全講習会等の開催に準じる。 6 役務費 (1)の安全講習会等の開催に準じる。 7 委託料 (1)の安全講習会等の開催に準じる。 8 使用料及び賃借料 (1)の安全講習会等の開催に準じる。 9 原材料費 (1)の安全講習会等の開催に準じる。	協議会等	1/2 以内	講習の対象者は協議会等の構成員等とする。	1 経費の配分の変更 事業費の30%を超える増減  2 事業メニューの新設	地方振興事務所 1部

(3) 協議会等の運営に係る支援

事業メニュー	事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	採択基準	重要な変更	提出先及び部数
協議会等の運営 経費支援	協議会等の運営に要する経費の一部を助成する。	協議会等の運営に要する人件費、旅費、賃金、旅費、需用費、役務費、等の経費。	協議会等	定額((1)及び(2)を合わせた補助金額の1/10以内)	機械整備のみを実施した場合は対象外とする。	—	地方振興事務所 1部

様式第1号

年度宮城県自伐型林業育成支援モデル事業補助金交付申請書

(文書番号) 第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所  
氏名又は名称及び代表者名

年度において下記により事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、宮城県自伐型林業育成支援モデル事業補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業メニュー（該当するものに○）

区 分	事業メニュー	申請対象
自伐型林業参入に係る支援	参入用機械準備支援	
	安全講習会等の開催	
	活動フィールドの提供・確保	
自立的・安定的な林業経営の実現までの連携支援	作業道開設講習会等の開催	
協議会等の運営に係る支援		

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第1号の1）
- (2) 交付対象事業に係る収支予算書（様式第2号）
- (3) 申請者名義の県税納税証明書（申請日から3か月以内に県税事務所が発行したもの）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（別紙）
- (5) 団体等の規約、会員名簿
- (6) その他知事が必要と認める書類

様式第1号の1

宮城県自伐型林業育成支援モデル事業（変更）計画（実績）書

事業実施主体名： \_\_\_\_\_

事業費総括表

(単位：円)

事業メニュー	事業費（円） （消費税込み）	補助対象経費（円） （消費税抜き）	負担区分		備考
			県補助金	その他	
参入用機械準備支援					
安全講習会等の開催					
活動フィールドの提供・確保					
作業道開設講習会等の開催					
協議会等の運営経費支援					
計					

※ 事業費内訳等がわかる資料を添付のこと。

1 (1) 参入用機械準備支援

品名	仕様	単価(税抜)	数量	補助対象経費 (税抜)	事業費 (税込み)
小計					

※計画時の添付書類 (1) カタログ (2) 見積書 (3) 貸与に関する規則(案)または契約書(案)  
実績時の添付書類 (1) 領収書等支払いが確認できる書類(写し) (2) 貸与に関する規則または契約書  
(3) 購入した機械の写真及び使用状況の写真

(注) 自伐林家に対し購入により整備した機械を有償で貸与する場合の貸与料  
(1年間の総額)は「事業主体が負担する金額(事業費-補助金) / 耐用年数 + 年間管理費」以下であること。

1 (2) -1 安全講習会等の開催(特別教育)

対象者数	実施時期	内容	補助対象経費 (税抜)	事業費 (税込み)	備考

※ 事業費の内訳は別途添付(任意様式)

1 (2) -2 安全講習会等の開催(伐木造材等講習会)

実施回数	実施時期	内容	補助対象経費 (税抜)	事業費 (税込み)	備考

※ 事業費の内訳は別途添付(任意様式)

1 (3) 活動フィールドの提供・確保

地区名	面積	活動の内容	補助対象経費 (税抜)	事業費 (税込み)	備考
小計					

※1 森林計画図等位置の図面及び面積根拠の資料(実績時のみ)を添付

※2 事業費の内訳は別途添付(任意様式)

2 作業道開設講習会等の開催

実施回数	実施時期	内容	補助対象経費 (税抜)	事業費 (税込み)	備考

※ 事業費の内訳は別途添付(任意様式)

3 協議会等の運営に係る支援

事業費合計1(1)~2	円
上記の10%	円

様式第2号

収支（変更）予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
消費税及び 地方消費税		
計		

様式第3号

年度宮城県自伐型林業育成支援モデル事業変更承認申請書

(文書番号) 第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所  
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（森整）指令第 号で交付決定の通知のありました  
年度宮城県自伐型林業育成支援モデル事業補助金について、事業の内容（経費の配分）を下記の理由により変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 関係書類

(1) 変更事業計画書（様式第1号の1）

(2) 変更収支予算書（様式第2号）

※記入上の注意事項

変更承認申請の際の事業計画書は、変更部分を2段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

様式第4号

年度宮城県自伐型林業育成支援モデル事業中止（廃止）承認申請書

(文書番号) 第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所  
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（森整）指令第 号で交付決定の通知のありました  
年度宮城県自伐型林業育成支援モデル事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間

様式第5号

年度宮城県自伐型林業育成支援モデル事業完了報告書

(文書番号) 第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所  
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（森整）指令第 号で交付決定の通知のありました  
年度宮城県自伐型林業育成支援モデル事業について、下記のとおり完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業内容

(1) 補助金の交付決定額及びその精算額

(単位：円)

事業メニュー	総事業費	交付決定額	精算額
計			

(2) 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 実績報告が年度内に提出できない理由

3 関係書類 完成（実施状況）写真

様式第 6 号

年度宮城県自伐型林業育成支援モデル事業実績報告書

(文書番号) 第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所  
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（森整）指令第 号で交付決定の通知のありまし  
た 年度宮城県自伐型林業育成支援モデル事業について、下記のとおり実施したの  
で、補助金交付規則第 1 2 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事業完了年月日 年 月 日

2 振込先

口座： ○○銀行○○支店 普通・当座 口座番号

口座名義人：○○○○○○○○（ヨミガナ：○○○○○○○○○○）

3 関係書類

- (1) 事業実績（様式第 1 号の 1）
- (2) 収支精算書（様式第 7 号）
- (3) 完成（実施状況）写真
- (4) その他知事が必要と認める書類

様式第7号

## 収支精算書

### 1 収入の部

(単位：円)

事業メニュー	予算額	精算額	比較増減	摘要
計				

### 2 支出の部

(単位：円)

事業メニュー	予算額	精算額	比較増減	摘要
消費税及び地方消費税				
計				

### 3 収支精算

(単位：円、%)

精算事業費	内補助対象経費 (消費税抜き)	補助率	補助金交付 決定額	既受領 補助金額	差引補助金 未受領額	備考

様式第8号

年度宮城県自伐型林業育成支援モデル事業概算払請求書

(文書番号) 第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所  
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県(森整)指令第 号で交付決定の通知のありました  
年度宮城県自伐型林業育成支援モデル事業について、補助金等交付規則第15  
条の規定により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 概算払を請求する理由

2 概算払請求の内容

(1) 補助金交付決定額	金	円
(2) 概算受領金額	金	円
(3) 今回請求額	金	円
(4) 残	額 金	円

3 振込先

口座： ○○銀行○○支店 普通・当座 口座番号

口座名義人：○○○○○○○○(ヨミガナ：○○○○○○○○○○)

様式第 9 号

年度宮城県自伐型林業育成支援モデル事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

(文書番号) 第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所  
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（森整）第 号で交付決定の通知のありました  
年度宮城県自伐型林業育成支援モデル事業について、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金等交付規則第 13 条の補助金の額の確定額<br>( 年 月 日付け森整第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税<br>仕入控除税額                      | 金 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した<br>消費税及び地方消費税仕入控除税額            | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (4 - 3)                                      | 金 | 円 |

別紙

## 暴力団排除に関する誓約書

宮城県知事

殿

住所

団体名

代表者氏名

印

私は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者